

東京都保管船舶処理委員会運営要綱

平成15年10月14日
委員会決定

(趣旨)

第1 この要綱は、東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例（平成14年東京都条例第98号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づく東京都保管船舶処理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長の議事整理等)

第2 東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例施行規則（平成14年東京都規則第283号。以下「規則」という。）第12条第1項に基づき互選された委員長（以下「委員長」という。）は、同条各項の規定に定める事項を掌るほか、会議の秩序を保持し、議事を整理するものとする。

2 前項の規定は、規則第12条第3項に基づき、あらかじめ委員長が指名した委員が、委員長の職務を代理する場合に準用するものとする。

(守秘義務)

第3 委員長及び委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び委員の除斥)

第4 委員長及び委員は、自己又は配偶者若しくは二親等内の親族に直接の利害関係のある審議案件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議)

第5 委員会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、関係者から意見又は説明を聴くことができる。

2 委員長は、委員会の決定により、議事の一部について、委員会を非公開とすることができる。

(会議録)

第6 委員長は、委員会の会議ごとに会議録を作成するものとする。

附 則

この要綱は、委員会で決定された日から施行する。